

第4回藤沢市文化財保存活用地域計画策定協議会議事録

1 日 時 2025年7月16日(水) 午後2時～午後4時15分

2 場 所 藤沢市役所8階 8-1・8-2会議室

3 出席者

(委員)

鈴木会長、浅田委員、遠山委員、堀寄委員、関口委員、古田委員、酒井委員、須田委員、洞委員、三村委員、千葉委員、堀部委員

(オブザーバー)

県・谷口主査、防災政策課日原参事、市民自治推進課木村参事、文化芸術課齊藤課長、産業労働課水野参事、農業水産課及川課長、街なみ景観課関根課長、公園課藤原課長、みどり保全課初見課長、予防課工藤参事、教育総務課石田参事、生涯学習総務課谷本参事

(事務局)

榮課長、山出課長補佐、渡邊主査、串田主査、桐原主任、芦葉職員

4 次 第

(1) 開会

(2) 前回協議会の振り返りについて

(3) 議題

ア 藤沢市文化財保存活用地域計画の本文について

イ 文化財リストについて

ウ 今後の流れについて

(4) 事務連絡

(5) 閉会

5 議事録

事務局

それでは定刻になりましたので、第4回藤沢市文化財保存活用地域計画策定協議会を開会いたします。まず、本協議会の成立について確認をさせていただきます。藤沢市文化財保存活用地域計画策定協議会設置要綱第6条第2項におきまして、会議は委員の過半数の出席をもって成立すると規定されております。本日は、全14人のうち現状で10人の方にご出席をいただいておりますので、会議が成立していることをご報告させていただきます。なお、事前にご連絡をいただいているのが、多摩大学の韓様、それから藤沢商工会議所の田中様

からご欠席の旨ご連絡をいただいております。それから委員の洞様におきましては、少し遅れる旨のご連絡いただいております。次に、本協議会は藤沢市情報公開条例に則り傍聴を認めており、本日は傍聴者1人が参加しておりますので、ご承知おきください。ここで本日の資料の確認をさせていただきます。事前に送付差し上げた資料といたしまして、まず次第がございまして、次に資料1「第3回藤沢市文化財保存活用地域計画策定協議会について」、資料2の「藤沢市文化財保存活用地域計画(案)」、資料3の「第4章～第8章 説明資料」、資料4の「文化財リストについて」、資料5の「未指定文化財リストについて」、資料6の「今後の流れについて」になります。当日配布資料としては、資料7の「第4回地域計画策定協議会 事前質問と回答①」、資料8の「第4回地域計画策定協議会 事前質問と回答②」、それから、資料番号はついておりませんが、「文化財保存活用地域計画作成のためのハンドブック」、「第4回藤沢市文化財保存活用地域計画策定協議会席次表」がございまして。資料に不足等ございましたら、事務局までお声かけください。よろしいでしょうか。それでは次第に沿って進めさせていただきます。議題に移る前に前回協議会の振り返りをさせていただきます。お手元の資料1をご覧ください。前回の策定協議会は5月19日月曜日の午後2時から開催をさせていただきました。議題の一つ目は本日も議題としている地域計画の本文についてです。前回は序章から3章までを提示させていただいております。第1章が市の概要、第2章が藤沢郷土資源の概要、第3章は歴史文化の特徴です。さまざま議論をいただきまして、修正箇所につきましても本日もご説明をさせていただきます。それから議題の二つ目がワークショップの開催についてご説明をさせていただきました。こちらにつきましては7月13日の日曜日に実施をさせていただいております。藤沢市みらい創造財団のご協力をいただきまして、高校生リーダースクールの参加者を対象に江の島の文化財についてPRなどを行ってまいりました。ワークショップについては次回の協議会で詳しいご報告をさせていただきたいと思っております。説明は以上です。

それではここから先の議事進行につきましては鈴木会長にお願いしたいと思います。鈴木会長よろしくお願いたします。

会長

雨が強く降っている中ではありますが、お集まりいただきましてありがとうございます。それでは第4回藤沢市文化財活用地域計画策定協議会を開催させていただきます。お手元に次第があるかと思っておりますので、これに従って進めさせていただきます。議題が(1)から(3)まででございます。まずは議題(1)です。「藤沢市文化財保存活用地域計画の本文について」ご説明をお願いいたします。

事務局

それでは、地域計画の本文についてご説明をさせていただきます。本文に入る前に当日配布資料の中に文化財活用地域計画作成のためのハンドブックがご

ざいます。こちらのご説明からさせていただきます。こちらのハンドブックは文化庁が昨年度末に作成をしたハンドブックになっております。基本的に地域計画は、文化庁の指針に基づいて作成を進めるものですが、こちらのハンドブックはその指針に対してさらに詳しい説明が加えられています。特にこの中の第3章ではすでに地域計画を作成している他市の事例などを交えながら、どういった記載がされているのが望ましいのかということが記載されている手引書になります。基本的に本市の地域計画の構成や記載内容についても、こちらのハンドブックに則っておりますのでご承知おきください。それでは本文に移らせていただきます。まずはお手元の資料2をご覧ください。前回の協議会で検討しました序章から第3章について、前回からの変更箇所を説明いたします。序章ですが、第1節から第3節は大きな変更はありませんが、一部の文章について表現などを変更しています。また、4ページの図1については、地域計画と関連計画の位置関係を修正しています。第4節の文化財の定義については、大きな変更があります。2段落目と3段落目については文章を差し替えています。定義や「藤沢郷土資源」という言葉を選んだ意図について、よりわかりやすくなるよう記載をしています。定義の中身については変わりありません。関連して図2も若干変更を加えています。第1章は、大きな変更点として、もともと第4節地区の概要を丸々削除しました。それにあわせて、第4節にあった「市の成り立ち」の項を、第2節の冒頭に移動しています。続いて、22ページからの第4節の歴史的背景ですが、前回検討中としていた近世・近現代の記載を追記、再構成しました。第2章については、文章の大きな変更はありませんが、一部補足いたします。第1節及び第2節の文頭に、〇年〇月〇日とありますが、ここについては、2026年（令和8年）3月1日となる予定です。そのほか、第2節の未指定文化財件数が、文化財リストの作成がいったん完了したことに伴い、記入しています。第3章に移ります。まず、一つ目のタイトルを変更しました。これまでは「水豊かな大地と丘陵」としていましたが、「水が造りあげた大地のかたち」としました。それに伴い、若干内容の言葉選びも変わっていますが、大きな文意に変更はありません。二つ目については特に変更はありません。三つ目について、前回いただいたご意見をもとに、新たに信仰を切り口とした歴史文化の特徴を加えました。トピックだけ読ませてくださいと、「信仰を集めた藤沢の寺社」、「武士と信仰」、「信仰と旅」、「信仰と伝承」、「信仰と祭り」になります。四つ目については特に変更はありません。五つ目については、わかりやすさに重点を置くようにこちらもタイトルを変更しました。以上が序章から第3章までの前回からの大きな変更点になります。そのほか細かい修正は入っていますが、そちらは割愛させていただきますのでご了承ください。

引き続き、第4章から第8章について説明をさせていただきます。ここからは

今回の協議会で初めてお出しする文章になります。資料については、資料3も併せてご覧ください。まず、第4章は、藤沢郷土資源に関するこれまでの取組、現状を記載する章になります。第1節は、調査に関する取組ということで、国、県、市及びその他の機関により行われた藤沢郷土資源の把握調査について記載しています。ここでいう「把握調査」は、まだ把握していない文化財の情報を把握するための調査のことです。第2節は、保存・活用に関する取組ということで、基本的には市が行ってきている事業について記載しています。読み上げますと、「指定登録の推進」、「指定文化財の保存・整備」、「補助金制度の活用」、「藤沢郷土資源の普及・活用」、「郷土文化の推進」、「建造物の活用」、「収蔵庫の維持管理と収蔵品の整理保管」の7つを記載しております。第3節は、推進体制に関する取組ということで、市以外の団体などとの連携について記載しています。(1)から「市民等との連携」、「文化財保護推進員制度の運営」、「地名講演会の開催」、「藤沢市郷土芸能等保存継承実行委員会の運営」の4つを記載しております。続いて第5章では、藤沢郷土資源の保存・活用に関する将来像と、それを実現するための3つの基本目標を設定しています。そして、基本目標を達成するうえでの現状の課題を提示しています。第1節では、藤沢郷土資源を未来へつなぎ、効果的な保存活用を図るため、「藤沢郷土資源を未来へ～藤沢郷土資源をつないで 人がつながるまち～」という将来像を設定しています。第2節の方で、この将来像を実現するため、基本目標を3つ設定しております。まず一つ目は、「しる～藤沢郷土資源を知り、魅力を伝える～」です。こちらは調査や情報発信という部分での取組目標を設定しております。二つ目が「まもる～藤沢郷土資源を守り、未来へつなげる～」です。こちらは藤沢郷土資源を適切に管理し、保存を進めていくうえでの体制作りの目標になります。三つ目が「いかす～藤沢郷土資源を活かし、みんながつながる～」です。こちらは活用やそういった活用を通じて担い手がつながっていくための機会の創出や体制作りを目標にしています。第3節の方で、それぞれの基本目標における現状の課題を13個挙げております。まず「しる」の課題が1から4になりまして、課題1が「藤沢郷土資源の現状把握が必要」、課題2が「把握調査が不十分」、課題3が「収蔵資料の整理が不十分」、課題4が「情報発信の強化が必要」になります。「まもる」の課題が五つありまして、課題5が「藤沢郷土資源を適切に管理し滅失を防ぐことが必要」、課題6が「維持管理に係る所有者の負担が大きい」、課題7が「収蔵環境の整備が必要」、課題8が「防犯・防災体制の強化と拡充が必要」、課題9が「藤沢郷土資源を継承する担い手の不足」になります。そして、三つ目の「いかす」の課題ですが、全部で4つになります。課題10が「適切な展示環境の整備が必要」、課題11が「所蔵資料の適切な活用が必要」、課題12が「歴史的建造物の適切な活用が必要」、課題13が「藤沢郷土資源を活用したにぎわいの創出が不十分」になります。以

上の13個の課題を挙げております。続いて、第6章では、第5章で提示した課題に基づき、方針と取組を記載しています。第1節の方では13個の課題に対して13個の方針を掲げています。方針1が「藤沢郷土資源の現状を把握する」、方針2が「把握調査を推進する」、方針3が「収蔵資料の整理を推進する」、方針4が「歴史や藤沢郷土資源に関する情報発信を強化する」、方針5が「藤沢郷土資源の保護・管理を推進する」、方針6が「所有者の負担軽減を図る」、方針7が「収蔵庫を整備する」、方針8が「防犯・防災体制を強化する」、方針9が「藤沢郷土資源の新たな担い手を育成する」、方針10が「適切な展示環境を整備する」、方針11「所蔵資料の適切な活用を推進する」、方針12が「歴史的建造物の適切な活用を推進する」、方針13が「藤沢郷土資源を活用したにぎわいを創出する」になります。第2節では、取組の考え方と重点的な取組の記載になりまして、重点的な取組を設定するということや、それぞれの取組に対して主体者や協力・参加者がどのように関わっていくかということに記載しております。第3節の方に移りまして、藤沢郷土資源の保存活用に関する取組といたしまして、それぞれの方針に関わってくる取組やこれから市が進めていく取組というものを記載しております。前提として、今回ここに記載しております取組というのは、郷土歴史課が行っている取組だけを掲載しております。今後、他課等の取組を記載していく方向で調整をしています。また、取組に記載しているものは、全てが新規の取組ではなく、既に郷土歴史課で行っている事業で今後も継続していく取組も記載しておりますのでご了承ください。それでは、それぞれの取組について簡単に説明をしていきます。まず「しる」の方針1「藤沢郷土資源の現状を把握する」の取組の一つ目、「継続的な現地調査の実施」では、すでに把握している藤沢郷土資源に対して、現状がどうなっているかを調査していくという取組になっております。次に「所有者等へのアンケート調査の実施」では、指定・登録文化財を中心に、所有者等に対してアンケート調査を行います。三つ目が「市内遺跡発掘調査の実施」になりまして、こちらは遺跡の発掘調査を行う取組になります。方針2の「把握調査を推進する」の「把握調査の検討」では、未確認の藤沢郷土資源を把握するための調査を検討していく取組になります。次に「文化財調査報告書の作成」では、毎年刊行している文化財調査報告書を引き続き作成していく取組です。続いて方針3の「収蔵資料の整理を推進する」に関する取組です。「継続的な資料整理」においては、これまでも取り組んできた資料整理を継続して行っていく取組になります。二つ目が「データベースの構築」になりまして、こちらは資料管理する台帳の整備を進めていく取組です。方針4「歴史や藤沢郷土資源に関する情報発信を強化する」では七つの取組があります。一つ目の「ホームページの充実」では、「みゆネットふじさわ」や郷土歴史課のホームページの充実を図っていく取組になります。二つ目の「SNSでの情報発信の強化」では幅

広い層に情報を発信するためにSNSを活用していく取組になります。三つ目の「広報ふじさわを活用した情報発信」では、広く配布される市の広報紙である「広報ふじさわ」を使って藤沢郷土資源の情報発信を行っていく取組になります。四つ目の「文化財フォーラムの開催」について、こちらは新規事業になりますが、幅広い主体によって運営される文化財フォーラムの開催を検討していく取組になります。五つ目の「説明板やマップ等の整備」については、現在設置している説明板の修繕や更新、藤沢郷土資源の案内マップ等の作成を検討する取組です。六つ目の「講座・講演会等の開催」においては、現在も事業を行っておりますので、継続して取り組んでいくものになります。七つ目の「遺跡発掘調査説明会の開催」ですが、こちらも発掘調査の現場での説明会というのを開催していく取組になります。ここまでが一つ目の基本目標「しる」に対する取組になります。次に二つ目の基本目標「まもる」に対する方針5「藤沢郷土資源の保護・管理を推進する」の取組ですが、一つ目の「指定・登録の推進」では指定や登録に向けた取組に加えまして、市独自の新たな登録制度の創設を検討していくものになります。二つ目の「維持管理の推進」については、指定・登録文化財の所有者に対して指導や助言を行っていくものです。三つ目「相談体制の構築」ですが、所有者や管理者と速やかに相談できる体制がとれるように連携を図る取組になります。四つ目の「文化財保護事務の適切な実施」では文化財を守るための事務を適切に実施していくものになります。方針6「所有者の負担軽減を図る」に対応する取組ですが、まず「藤沢市指定重要文化財等保存管理奨励交付金の継続的な交付」になりまして、毎年交付している奨励交付金を継続的に交付していく取組になります。二つ目が「藤沢市指定重要文化財等修理等補助金の継続的な交付」です。こちらも継続して補助金を交付していく取組になります。三つ目が「国・県等に関する補助金の活用」になりまして、国や県または民間財団等が行っている補助金の制度を積極的に活用していく取組になります。四つ目が「新たな支援策の検討」です。こちらでは既存の補助金以外に例えばクラウドファンディング等の支援策を検討していくものになります。方針7の「収蔵庫を整備する」では、「新たな収蔵庫に関する整備の検討」を取組として挙げております。検討内容としては適切な収蔵環境の確保というところを目指して、新たな収蔵庫の整備を検討していくものになります。方針8「防犯・防災体制を強化する」の取組の一つ目が「防火・防災ガイドラインの作成」になりまして、こちらは国が作成したガイドラインに沿って、市のガイドラインを作成していく取組になります。二つ目が「所有者等へ向けた研修会の検討」です。作成したガイドラインに基づいた研修会の検討をしていきます。三つ目の「災害発生時の体制の構築」ですが、こちらは文化財防災センターや近隣市町村等の外部支援に向けて連携を強化していく取組です。方針9「藤沢郷土資源の新たな担い手を育成する」ですが、取組の

一つ目が「無形民俗文化財の活動支援」になります。こちらは現在も行っている事業になりますが、積極的に保存会の活動を支援していく取組になります。二つ目から四つ目が教育関係になります。二つ目が「小学校での出前授業の実施」です。こちらは現在も実施している事業になりますが、小学校への出前授業やパンフレット等を作成していきます。続いて「学習指導要領に沿った教材製作の検討」は新規の取組になりますが、学習指導要領に沿った教材製作の検討を進めていきます。四つ目「教職員に向けた研修会の実施」です。こちらは、教職員を対象に、授業の参考になるような研修などを実施していきます。五つ目「文化財保護推進員の機能強化」になりまして、こちらも現在、文化財保護推進員をお願いしておりますが、さらなる機能強化を図っていきます。六つ目が「ボランティアの育成」になりまして、こちらも民俗資料整理ボランティアの育成を継続して行っていく取組になります。七つ目「市民団体との協働」になりますが、市内に点在している市民団体の活動と協働していくことを推進していく取組になります。八つ目が「地域に根差した講座の開催」ですが、各地区の歴史や文化を題材に市職員が講座をしていく取組です。三つ目の基本方針「いかす」に関する取組ですが、方針10「適切な展示環境を整備する」の一つ目「新収蔵庫に対する展示機能の付加の検討」ですが、先ほどの方針7で申し上げた新収蔵庫に対して、展示機能を付加することを検討していくものです。二つ目が「適切な展示環境の確保」になりまして、市民ギャラリーにあります常設展示室や浮世絵館についての適切な展示環境の整備を行っていくものです。方針11「所蔵資料の適切な活用を推進する」の取組が「所蔵資料を活用した展示の実施」になりまして、こちら展示室があるところで資料の公開を行っていく取組になります。方針12「歴史的建造物の適切な活用を推進する」に関する取組の一つ目「歴史的建造物の活用」ですが、こちらは古民家活用事業等を引き続き行っていく取組です。二つ目が「保存活用計画の作成支援」になりまして、こちらはいわゆる個別計画といわれる国登録有形文化財建造物の保存活用計画の作成を支援していくものになります。三つ目が「歴史的建造物の効果的な活用方法の検討」です。国登録有形文化財をはじめとして歴史的建造物を活用していく手法を検討していくものです。最後の方針13「藤沢郷土資源を活用したにぎわいを創出する」ですが、一つ目の取組が「藤沢市ふじさわ宿交流館の運営」、こちらは引き続きふじさわ宿交流館を運営していくものです。二つ目が「文化財ハイキングコースの活用検討」です。現在設定されている文化財ハイキングコースの更新を行っていくものです。三つ目が「観光誘客の強化」になりまして、次の章で出てくる藤沢歴史ストーリーを見据えた取組になっております。四つ目「史跡の整備」ですが、藤沢市指定史跡の整備を進めていくものです。五つ目が「近隣自治体との連携強化」になりまして、藤沢市だけではなく、近隣の自治体との連携を強化して藤沢郷土資源

を盛り上げていく取組になっております。以上が第6章です。続いて第7章ですが、こちらはふじさわ歴史ストーリーを設定しております、こちらは指針の関連文化財群にあたるものです。関連文化財群という名称については設定が自由になっておりますので、関連文化財群という言葉ではなく、より親しみやすい言葉を意識しましてふじさわ歴史ストーリーという名称を設定しています。第1節では設定の考え方と目的を記載しております、それぞれの藤沢郷土資源のつながりに焦点を当てまして、関連する藤沢郷土資源を一体的に保存、活用していくものになりまして、関連付けるうえで、一定のストーリーを設定して親しみやすさを高めているものになります。第2節では実際のストーリーになりまして、一つ目のふじさわ歴史ストーリーが「藤沢を駆けた武士たち～大庭御厨・大庭城～」です。武士のつながりをテーマに武士にまつわる藤沢郷土資源を関連付けたものになります。トピックを上げると「鎌倉党と藤沢」、「大庭御厨の領域」、「武士にまつわる地名と伝承」、「扇谷上杉氏と大庭城」、「伝承の中の大庭城」という五つをストーリーの中に盛り込んでいます。構成する藤沢郷土資源の記載が次にありまして、課題と方針を設定し、その方針に則った取組を記載しています。この取組につきましては、第6章で挙げた取組をふじさわ歴史ストーリーに合わせて内容を若干変更しております。二つ目のふじさわ歴史ストーリーは「信仰と観光の島～江の島～」です。江の島そのものが藤沢郷土資源ですが、江の島のさまざまな側面を物語っている藤沢郷土資源を関連付けたものになります。こちらのトピックですが、「江の島の自然」、「江の島と伝説」、「江の島と武士」、「江の島と観光」、「江の島の民俗」、「江の島と外国人」、「江の島と開発」の七つのトピックになります。また、それぞれに対して構成する藤沢郷土資源、課題と方針、取組の記載をしています。三つ目のストーリーが「旅人と商人でにぎわうまち～藤沢宿～」と題しまして、旧藤沢宿地域に点在している藤沢郷土資源を関連付けているものです。トピックは「宿場が置かれる前の藤沢」、「藤沢宿のにぎわい」、「藤沢宿と伝説」、「宿場から商人の町へ」、「藤沢宿の街並み」の5つのトピックをストーリーに入れ込んでいます。ふじさわ歴史ストーリーの四つ目が「日々の営みと人々の祈り」になります。身近にある民俗資料等をテーマに民俗分野にスポットを当てたふじさわ歴史ストーリーになります。トピックは「日々の営みの中で生み出されたもの」、「信仰と祭り」の2つのトピックで話をしています。最後の第8章では、地域計画の取組を推進していく体制について記載をしています。第1節では体制整備の方針として自治体だけでなくさまざまな主体との連携について記載しています。第2節では、各主体の役割について記載しています。第3節では、計画の評価と進行管理の方法について記載しています。「(仮称)藤沢市藤沢郷土資源保存・活用推進協議会」は、この協議会の解散後に新たに設置する予定の協議会です。以上が本文の説明にな

ります。

最後に、本文について、事前に質問がありましたので、こちらに回答いたします。本日配布いたしました資料7をご覧ください。まずは、全体のスケジュールについてご質問をいただいております、一つ目の質問は「本年度12～1月にパブコメを予定されていますが、それまでに本資料は概ね完成と考えてよろしいですか。」です。これについては、本計画案については、市議会に報告をする都合上、第6回策定協議会（2025年10月10日）までに案を完成させる必要があります。二つ目が「パブコメ用の公開前に、本協議会以外での内容検討の場はありますか。（特に歴史・自然環境・地質等の専門家による資料検討の機会）」ですが、本計画案は地方文化財保護審議会である「藤沢市文化財保護委員会」においても内容の検討等を行っています。三つ目が「一般的に計画書は状況により見直しが行われるものと認識しています。本計画書についても、文化庁提出後の見直し・再検討はどのくらいのスパンで考えられているものでしょうか。」になります。こちらは、ご指摘のとおり、本計画においても社会情勢の変化等により見直しを行います。該当部分の記載については、本文の5ページ「計画期間」をご覧ください。次に本文についてご質問をいただいております、まず全体構成として、「第1章4. 歴史的背景・第3章 歴史文化の特徴・第7章ふじさわ歴史ストーリーにかなり重複・類似する記述が見られます。各章で同様の説明を記載する意義はありますか。」とのご質問ですが、歴史的背景、歴史文化の特徴、ふじさわ歴史ストーリー（関連文化財群）については、文化庁が作成したハンドブックの中で、それぞれの記載する意図が掲載されており、異なるものと認識しておりますので、重複するような内容であっても、それぞれに記載をしていくものと考えております。次に歴史的背景ですが、「藤沢市域の歴史（近世～近代の藤沢宿や村々）について、藤沢市域の特徴を示すのではなく、一般的な特徴を表す内容と感じました。」のご質問ですが、歴史的背景については、通史の概略を記載する部分であり、基本的に簡潔な記述にとどめています。時代が下るにつれて、必然的に書ける内容も増えますが、全体のバランスを考え、第2章以降を書いていくうえでの必要十分の記載にとどめるよう意識して記述しています。第6章の藤沢郷土資源の保存・活用に関する方針と取組についても、ご質問をいくつかいただいております、一つ目が「『課題2 把握調査が不十分』というのは、どういった意図でしょうか。未指定文化財についての調査か、もしくは未指定文化財にも挙がっていない資料の発見・発掘調査なのか、どちらでしょうか。」ですが、ここでいう「把握調査」は、「現在まで把握できていない文化財を把握するための調査」です。前者の調査は、取組1-1に挙げています。次に質問の2番目「『方針2 把握調査を推進する』の取組内容を見ると、既に郷土歴史課にて実施なさっている内容と見受けました。基本的に、新たなアクションアイテム

を設けるというよりも、現状活動の継続と見てよいですか。」については、新たな取組だけではなく、既存の取組についても記載しています。なお、「2-1 把握調査の検討」は、以前に文化財総合調査を行ってから30年以上経過していることから新たな調査を検討するもの、「2-2 文化財調査報告書の作成」は毎年継続して行っているものです。質問の3番目「『方針3 収蔵資料の整理を推進する』の3-2に、データベースの構築とあります。これはデジタルアーカイブの想定でよろしいでしょうか。また、想定されているデータベースの概要について、他自治体での具体例などあれば、お教えてください。」こちらのデータベースについては、デジタルアーカイブではなく、考古資料、民俗資料、歴史文化資料ごとで別々に管理していたものを、統一したデータベースを構築することで、把握した情報を効果的に活用できるようにしようとするものです。また、現在のところ、他自治体の例は把握していません。質問の四つ目「また、いかすの方針10～13に、データベースを使用した取組内容がみられないことも気になります。」ですが、デジタルアーカイブについては、ホームページ電子博物館「みゆネットふじさわ」において公開を行っています。このことは、「方針4 歴史や藤沢郷土資源に関する情報発信を強化する」において、「4-1 ホームページの充実」として記載しています。質問の五つ目「取組に関する市民、団体の関わり方について、市民は、各種イベントへの参加の他、ボランティア団体の活動としてかかわるという位置づけでしょうか。文化財をまもる、いかす仕組みづくりに個人で係ることはできますか。」になりますが、市民による取組への関わり方として、第8章の第2節の各主体の役割において、文化財保護推進員や民俗資料整理ボランティア、自治会町内会等による取組を記載させていただきました。めざす将来像や基本目標に向けたさまざまな取組に市民の方が関わることを期待しています。質問の六つ目「団体については、既存団体が前提でしょうか。今後、外部団体に事業委託することは、想定されていますか。」ですが、関係団体として、同じく第8章第2節の各主体の役割において、策定協議会の委員のみなさまの選出母体を中心にさまざまな団体を記載させていただいています。それぞれの団体が有する専門的な知識やノウハウ等を活かした取組を期待しています。なお、各取組において、事業を委託することは現在考えていませんが、必要に応じて検討を行っていきます。最後にふじさわ歴史ストーリーについてもご質問をいただいております。質問の一つ目ですが、「歴史ストーリーについては、歴史的概要をまとめるだけでなく、もっと異なる切り口で再構成してもよいのではないのでしょうか。掲載された四つのストーリーは、藤沢市域の歴史的背景の要約版であり、ストーリー性が感じられませんでした。本章“考え方、目的”に書かれている通り、歴史ストーリーとしてもっと大胆に再構成して考えるべきではないのでしょうか。」といただいております。こちらにつきましては、ふじさわ歴史ストーリー

一は、多種多様な文化財どうしの「つながり」に着目し、その「つながり」を「ストーリー」として捉えることで、包括的・効果的に活用していこうという枠組みの考え方です。そのうえで、今回は4つの「つながり」をピックアップし、ストーリー性を持たせています。それぞれの大きな「つながり」の中でも、捉え方や視点によってさまざまな小さな「つながり」を持たせることができるのはお見込みのとおりであり、本文中ではそれらをトピックとして切り分けています。現在は文章と表のみの記載ですが、最終的にはここに図や写真を加え、視覚的にも捉えやすくしていきます。ご質問の2番目「各ストーリーと、それに関連する文化財のマッピングの図は必ず必要だと思いますが、どうでしょうか。」ですが、こちらにつきましても、説明図や構成文化財の分布図の作成を進めておりますので、掲載予定です。説明につきましては以上です。

会長

ありがとうございました。ご説明がありました。前回の協議会では第1章から第3章まで文章化したものが示されたかと思えます。それを踏まえて、第4章以降から第8章まで具体的な記載をしていただきました。委員の皆様もすでにご覧になっているかと思えますが、いろいろご意見を承ればと思っています。また、いくつか事前質問という形でご意見がありまして、その回答も示されましたが、そちらについても補足が必要ということで併せてお願いします。

委員

前回までいろいろとご質問をさせていただいていましたが、この計画書は藤沢のユニークな特徴をみんなに知らせるものではなく、文化財を保存活用するうえで、もっとニュートラルな視点で書かなければいけないということは説明していただいていたわかりました。そのうえで今回質問したことなどで気になっていることをいくつか確認させてください。まず全体構成についてですが、同じような表記が何か所かあるという点について、ハンドブックに示されたとおり、それぞれ記載する意味が異なりますということです。他市のまとめ方をみると、歴史的背景は箇条書きのように示されていると思います。それに対して、歴史文化の特徴については、表などを使い、関連性がわかる事例が示されています。それぞれの章の目的が違う中で、私自身も現在の記述を見直してみようとは思っておりますが、ほぼ同じような内容を繰り返すというのはやはり避けたい方ではないかと思っています。次の歴史的背景についてですが、私の認識とちょっと違うなと思うところが近世から近代でありまして、簡潔に記載をしていく中で、この時代の特徴としてあえて記載をする必要があるのかと感じる箇所がいくつかありました。具体的に言うと、近世の村落の部分で助郷で苦しいものだったという記載がありますが、藤沢市域にもたくさん豪農がいることは知られていますので、その豪農はどうやって生まれてくるのかと疑問が生じてしまいます。そういった部分で画一的な見方をされているのではないかと心配をしています。そして、近代においても湾岸警備のために片瀬村、川名村は彦根藩の領地とされていましてと記載がありますが、なぜこだけクロ

一ズアップしたのか疑問です。湾岸警備で領主が変わるのはここだけの話ではないので、もっと大きく捉えて表現すべきことがあるのではと、この辺は読んで感じています。10月までというすごく短い間に作成していくのであれば、さまざまな立場の方の見方を入れて再構成する必要があるのではないかと感じています。さらには、37ページのところに、さまざまな風土によって生み出された多様な生業の中で、台地の生業の部分で麦を中心に畑作が行われていたとありますが、私は少なくとも藤沢市史の中でこういった記載は見つけれられていません。近世の村については、低地に集落があって、稲作を中心として、畑作で年貢を納めるという認識はありませんでした。おそらく麦打ち唄があるので、こういった記載をされているのかと思いましたが、ここまで具体的に特徴として持ち上げていいのかという不安がありました。加えて、島の生業の中でグルメ講という記載がありますが、もう少し宗教的な要素もあると思うので、こういった表現が正しいのか疑問です。細かな指摘が続いてしまいましたが、計画の中の記載については、多くの方が歴史的事実として、専門家も認めている事実だとして認識してしまうと思います。ですので、もう少し精査をしていく必要があると感じました。

会長

ありがとうございました。そのあたりいかがでしょうか。歴史的背景の記載をする際に、簡潔に表現しなければならないとは思いますが、これが本当に特色なのか、背景なのかということについては、別な視点でいわゆる専門家等にご意見を伺う必要があるかもしれません。

事務局

歴史的背景の記載等については、確かに湾岸警備の部分については、この後につながる記載ではありませんので、その点においては検討していく必要があると考えています。他の部分においても誤解を生じてしまうような記載は避けなければならないと思います。また、歴史的事実として捉えていくうえで、専門家のご意見をいただいくべきというご指摘につきましては、文化財保護委員会の保護委員の皆様に見ていただいて、ブラッシュアップを図っていきたいと考えています。似たような記述になっているとのご指摘については、それぞれの文章を別の時期に作成しているということもありますので、いろいろとご意見をいただきながら修正していきたいと考えています。

委員

細かな部分ではありますが、いくつか気になることがあります。第6章以降に今後の取組について方針を述べていただいておりますが、実施主体についてはどうしても既視感といいますか、あまり変わり映えがしないと感じています。また、方針4の情報発信の中では、ほとんど行政が担っていただくようなことになっています。もちろん中心となって取組を進めていくとは思いますが、市役所の職員も人事異動等で人の入れ替えがある中で、長期的な取組を正しく引き継ぎされるのかも心配な部分です。もう少し市民が取組に参画できるような記載があってもよいのではと感じています。また、説明板についての取組の記

載がありましたが、いわゆる郷土史家と呼ばれる方が設置した説明板もあります。もちろん、そういった方の信念や心には敬意を表しますが、客観的な検証に耐えうるものなのか、そういった整理も必要であると考えています。さらには、コッキング苑のレンガ等、発掘された出土資料等について、貴重な資料も多くあると思います。もっと多くの人を知るべきものであると思いますし、保存や展示の主体についても、行政だけでよいのかと感じています。また、歴史的建造物の活用に関して、指定、登録文化財だけでなく、社寺建築においても、歴史的な建築技術を体現している存在です。文化財リストに掲載されていますし、社寺建築に対する報告書が刊行されていることも承知しておりますが、当時された評価を現在の視点等で再評価する必要もあるのではないかと思います。加えて、リストには掲載されていない片瀬にあるカトリック教会も歴史的、文化的な意味がともあると思います。また、江の島にある聖火台や文学碑等もリストに加えるべきだと考えていますし、そういった精査も今後する必要があるかと思います。第7章のふじさわ歴史ストーリーに関する記載ですが、この関連文化財群というのはとても魅力的な取組でどのようなストーリーが示されるのかと思っていました。今四つストーリーが示されていますが、今の藤沢を語るときにどうしても欠かせないと考えているのが、片瀬や鶴沼で暮らしていた文化人の足跡といえますか、そこを舞台にして活動した人々の思いというのが藤沢の歴史に影響を及ぼしたと考えています。確かに現在残っている藤沢郷土資源が少なく、積極的に記載がしにくかったとは思いますが、そういった記載が読み取れないのは少し残念に思います。信仰をテーマにした歴史ストーリーもありますが、そういった片瀬や鶴沼で活動していた人の思いも少なからず影響があるはずだろうと考えています。

会長

ありがとうございます。今回は総論的な部分や前提となる記載について議論がされたと思いますが、それに対して、これから第4章から第8章っていうのは、課題や方針の記載や、文化財の再検証等についても記載をしていく部分になります。現状があって課題があるわけで、今まさに課題をお話いただいたのではないかと思いますし、非常に大事なことでと考えています。そういったことを文章に落とし込んでおかないと、今のようなご意見がたくさん出てくるだろうと思います。本文中にも記載がありますが、この計画は10年くらいのスパンで見えていくものになります。先ほどお話があった鶴沼の文化においても、なぜ記載がないのだろうと思う方もいらっしゃるかと思います。今回は例えば活用する藤沢郷土資源が乏しいことや、市の方で把握していないということがあると思いますので、そういった継続的な調査・研究もこの計画期間中に行う必要があるかと思います。さらには、いろいろなストーリーが考えられる中で、もう一度ストーリーを考えるというのは時間的な制約もあり難しいと思います。ですから、委員から出た意見をバックデータとして取りまとめて共有

委員

し、この地域計画を更新するタイミングで検討できるようにしておく必要があると思います。

例えば行事について、神社と寺で分けて記載されていますが、近世までは神社と寺の境界線はあまりないと認識しています。地域計画ということで地域がキーワードになるはずなのでお話をしたいのですが、地域において神社と寺が一体になって行っている行事がありますし、現在私たちが行っている行事についても同様です。全体的な書き方の問題ではあるかと思いますが、少しもったいないと感じました。また、方針6に所有者の負担軽減を図ると記載がありますが、方針8及び方針12とも連動していると思います。市の計画だから市指定文化財が前提の記載がされており、国及び県指定文化財の記載が読み取りにくいと感じました。実際の文化財の修復というのは、多額の金銭的な負担を所有者は強いられるので、そういった記載も必要であると感じました。防災や防犯においても所有者の負担がとて大きい部分になりますので、そういったことを意識して記載をすると取組としての実効性が高まると感じています。また、文化財の保存や活用と防災や防犯というのは相反する部分も出てきます。例えば、防災設備を設置すると、文化財に対して悪影響が出るケースもあります。そういった部分の記載もあると所有者としてはとてもありがたいと思います。

オブザーバー

委員の話にあったように、特に国指定文化財建造物に対しては、現状変更は厳しく規制されることがあります。一方でどのような建物でも法令に基づく消防の設備をきちんと整備する必要があります。そういった防火・防犯設備を文化財建造物に設置する際に迷うことがあれば、市や県を通じて国に相談できますのでお知らせください。国の方も全国的な事例を知っておりますし、文化財を傷つけないやり方もありますので、市や県も一緒になって考えていければと思います。

会長

ありがとうございます。お話があったように、文化財の修復費用の負担や文化財の保存という点において管理側の現場では大変な問題があるのだらうと思います。この文章でどう表現するかは難しいところではありますが、今後の作業を進めていくうえで念頭に置いてほしいと思います。

委員

取組内容やストーリーにおいて、今から細かい取組を記載するのではなく、毎年見直しをすることができるように体制づくりをすることはできないのでしょうか。未指定文化財が指定、登録文化財になることや指定文化財の格上げ、また時代に合わせた変化に対応できるように定義の中で記載をしていくことが必要であると思います。この地域計画において重要であると考えているのが、市民は藤沢の歴史や文化財を知らないということです。そういった中でまずは知ってもらうということがとても大切であると感じています。そきほど、データベースの構築の中でみゆネットふじさわの話もありましたが、みゆネットふじさわ自体の知名度もあまりない中でさまざまな取組が必要であると思

います。そういったことを踏まえて、計画期間中であっても計画の取組の効果を検証し、毎年見直しを図れるような記載を加えていく必要があるかと思えます。

事務局 今ご指摘いただいた部分については、5ページの計画期間に記載がありまして、こちらの記載に該当する場合には見直しや地域計画の修正を行っていくこととなります。お話があった新規指定や文化財の格上げ等があり、取組内容そのものが変わる場合には見直しを図っていく必要があるかとは思いますが、毎年ごとの更新ということは現在のところ想定しておりません。

事務局 少し補足をさせていただくと、この計画に記載している取組が全てとは考えておりません。なぜ、全ての取組を記載しないのかという委員からおっしゃっていただいたような新たな取組が起こった場合に、計画の見直しを図って文化庁の認定を受けることは難しいと考えています。そのために第8章にも記載をしました推進協議会という協議会を作り、既存の計画の中に入っている取組について進捗管理をするのとあわせて、皆さんで考えながら新しい取組をどんどん生み出していく。そして、一つ一つの取組が大きくなって新たな取組が生まれ、次の地域計画に反映できればと考えておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

委員 ここに書いてある取組内容が全部ではないことは理解しております。ただ、記載されている取組が具体的で細かく記載をされているので、大まかなレベルでの記載にとどめておき、その時の状況を反映できるような記載ができないかと疑問を持っていました。地域計画中の取組を全て記載することはとても難しいし、実態にそぐわないと思えます。ですので、この地域計画とは別の形でも市の中で指針や取組リストを作成し、運用することができないのかとも考えていました。

事務局 この地域計画はマスタープランとアクションプランを兼ねている計画になりますので、取組については、具体的な記載をしないと今後の進捗管理という意味では差し支えが出てくると思えます。そういった意図があり、取組内容を細かく記載しております。大まかな取組については、地域計画の下に位置付けるようなプランを作成し、そちらで管理していくことは可能であると考えています。

委員 本日ハンドブックをお配りいただきまして、この内容に基づいて記載をしていると認識をしています。作成するうえでは、認定を受けるためにどうするかという視点も重要と考えていますが、市が策定を進めている中で、もう少しブラッシュアップしていかなければいけないと考えている部分があれば、教えていただければと思えます。

事務局 ハンドブックにも記載されていますが、文化庁が定めている認定基準が3つあります。この認定基準に基づいて作成を進めておりますが、まだまだ不十分な

ところもあるかと思えます。全体的な底上げは、今後限られた時間ではありますが、行っていかなければならないと考えています。そのためにも、この策定協議会や文化財保護委員会においても検討いただいておりますので、ぜひとも色々ご意見をいただければと思いますし、会議の時間も限られていますので、個別にお話いただければその内容について検討させていただきます。

委員 ふじさわ歴史ストーリーを四つ挙げていただいておりますが、このストーリーが認定を受けた場合に、ストーリーの内容や用語について庁内他課や関係団体も含めて、どこまで発展をさせていき、活用していくものになるのでしょうか。

事務局 ふじさわ歴史ストーリーをどこまで庁内他課と関連して取組を進めていくかについては、現段階で明確に想定はしていません。ただ、ストーリーの活用に関しては、縛りを設けるよりも、それぞれの立場や強みに基づいてストーリーを活用していければ、より実効性のある取組につながっていくと考えています。

委員 ストーリーをさらにブラッシュアップされていく中で、市民や関係団体がわかりやすい形でこのストーリーを守っていき、進化できるような形で記載がされるよう作業を進めていただければと思います。

委員 把握調査を進めるうえで、例えば地域で大切にされていて把握をされているものでも、市が把握をしていないものが多くあると思います。そういった場合に市民や地域から報告できるような手法についての検討も必要なのではないでしょうか。そうすれば、この地域計画を更新するタイミングで必要な情報が集まりますし、そこまで見据えてこの地域計画を作成していることのアピールにもなると思います。

会長 ありがとうございます。今お話があった把握できていない未確認の文化財というものが必ずあるはずで、そういった言葉をどこかに記載する必要があるのではないかと思います。地域計画を推進していく前提として、未確認の文化財が多く存在しているということは記載しておくべきと考えています。そして、確認ができた文化財に対して研究を進めることも重要な取組であると思います。研究はその文化財の位置づけや価値を深めることになると思いますので、調査だけでなく併せて研究を進めるという取組をどこかで明記しておくべきでしょう。そうすれば、この計画もより実効性と質が高まっていくのではと思います。

委員 私のお寺にも国指定文化財や市指定文化財があり管理をしています。ただし、知り合いのお寺の方の中には、指定文化財にしてしまうと手続きの煩雑さや修復も簡単にできなくなってしまう等の理由から、指定文化財になることを望んでいないケースや文化財になり得るものがあることを報告しないというケースもあると聞いています。そういったことを防ぐためにも、こういった計画をしっかりと作成していると、文化財として守っていかなければならないというこ

とを明確に伝えていけるとと思います。先ほどもお話がありましたが、文化財の修復に対しても多額の費用がかかりますし、行政としても費用の補助や人員も足りていないという中で、こういった計画を作成して前に進もうという中で協力できる部分は協力をさせていただこうと思います。

会長

ありがとうございます。それでは、次に進めさせていただきます。議題の(2)「文化財リストについて」事務局から説明をお願いいたします。

事務局

それでは、文化財リストについてご説明をさせていただきます。資料につきましては、資料4及び資料5になります。かねてからお話をさせていただいておりましたが、地域計画の認定を受けるにあたって未指定文化財も含めた文化財リストを提出する必要があります。資料4は指定・登録文化財のリスト、資料5は未指定文化財のリストになります。資料5の方をご覧ください。資料5の1ページ目には未指定文化財リストを作成するうえで参考にした文献の一覧になります。そちらに記載されている参考文献については、藤沢市史や藤沢市文化財総合調査報告書を中心に、市が刊行した図書及び市の依頼を受けて刊行された文献を取り上げています。2ページをご覧ください。そちらは参考文献からリストに掲載する際の基準や考え方になりまして、文化財のカテゴリごとに基準や考え方を設けています。それぞれ読み上げさせていただきます。まず建造物につきましては、「藤沢市・旧藤沢宿歴史的建造物調査報告書」、それから神奈川県が刊行した「平成29年度近現代建造物緊急重点調査(建築)実施報告書」及びふじさわ歴史ストーリーの構成文化財より掲載しております。古文書は、「歴史をひもとく藤沢の資料」をもとに重複文書等を除いて掲載しております。考古資料につきましては、発掘調査を行い、報告書が刊行されているものを包蔵地ごとにまとめて掲載しています。歴史資料につきましては、藤澤浮世絵館に所蔵している浮世絵に加えて、ふじさわ歴史ストーリーの構成文化財より掲載しています。有形の民俗文化財の民具については、電子博物館「みゆネットふじさわ」内の資料種類に合わせて掲載しており、石造物については、「藤沢の石仏」を中心に掲載しています。無形の民俗文化財及び遺跡については、ふじさわ歴史ストーリーの構成文化財より掲載しています。名勝地につきましては、藤沢三大谷戸及び文化庁が刊行した「近代の庭園・公園等の調査研究報告書」に記載のあるものを掲載しています。動物・植物・地質鉱物は、ふじさわ歴史ストーリーの構成文化財及び参考文献記載のものから個人に帰属しているものは除外し、植生場所でまとめて掲載しています。文化的景観はふじさわ歴史ストーリーの構成文化財より掲載しております。伝承・民話については、参考文献である「藤沢の民話」に記載があるものを掲載しています。地名につきましては「藤沢の地名」に書かれている小字を全て掲載しています。次に寺社についてですが、神社は「藤沢市社寺建築物調査報告書」に記載のあるもの、または神奈川県神社庁ホームページに記載があるものを掲載し、寺院

については「藤沢市社寺建築物調査報告書」に記載のあるものを掲載しています。最後に包蔵地ですが、こちらは神奈川県埋蔵文化財包蔵地台帳より掲載しております。3ページ目につきましては、未指定文化財の総数を表した表になります。最終的には、6,015件の未指定文化財をリスト化しております。4ページ目以降については、実際の未指定文化財を掲載したリストになります。リストを作成するにあたっては、文化財の「名称」、「大分類」及び「中分類」、それから「所在地」を記載し、また「所在地」については記載できるものは記載するように、との指導を文化庁より受けております。こちらの文化財リストについては、地域計画の本編等に掲載をするものではなく、認定申請時に合わせて添付する添付資料になりますので、地域計画の認定後も公表はしない予定ですが、リストの加除修正等につきましては、地域計画の認定後も把握調査や現地調査等を行っていく予定ですので、内部資料として地域計画の認定後も適宜更新してまいります。リストについても、事前にご質問いただいておりますので、質問にお答えさせていただきます。当日配布資料である資料8をご覧ください。質問1の「未指定の文化財については、今後データベースが構築される中で、これらも一般公開されると考えてよろしいでしょうか。」につきましては、リストに掲載した未指定文化財のうち、市が所蔵しているものなど新たに公開できるものについては、公開を検討していきます。質問2「今後新たにこの表に未指定文化財として追加登録していくプロセスは、どのように考えられていますか。」ですが、未指定文化財リストの更新については、今後行う予定の把握調査や現地調査に基づき、適宜加除修正を実施していきます。最後に質問3「未指定文化財についても、ふじさわ歴史ストーリーとの関連を示してあるとよいと思いました。」につきましては、各ふじさわ歴史ストーリーの最後には構成文化財リストがあり、未指定文化財も含めて関連する文化財を掲載していますので、未指定文化財リストにはふじさわ歴史ストーリーとの関連性は記述をしない予定です。こちらのリストにつきましては、初めてご覧いただくものになりますので、委員からいろいろとご指摘をいただきまして修正をしていきたいと考えております。会議の場だけですと限られてしまいますので、個人的にご意見いただいても結構ですので、リストに加えていけるかどうか検討を進めさせていただきます。

- 会長 ありがとうございます。これについてご意見ありますか。
- オブザーバー 一つ確認ですが、文化庁の調査官はこのリストをご覧になっているのでしょうか。
- 事務局 リスト自体はご覧になっていません。
- オブザーバー 建造物が36件と少なく感じますが、これは社寺建築を除いているのでしょうか。
- 事務局 社寺建築については、新たに寺社という分類を作成しておりますので、建造物

には含めていません。

オブザーバー 逆に有形の民俗文化財については件数が多いように感じます。石造物は全て有形の民俗文化財に分類しているのでしょうか。

事務局 そちらにつきましては、リストを作成する前段で文化庁の調査官から市指定の石造物については建造物もあると思うが、未指定文化財の石造物については有形の民俗文化財に分類してください、とのお話をいただいております。

委員 社寺の境内には、石造物や石碑があると思いますが、それらはまとめて1件ということですか。

事務局 社寺にある石造物について把握しているものは、社寺ごとにまとめてではなく、それぞれ1件として掲載しています。ただし、参考文献に記載されているものを掲載していますので、視覚的に認識していても掲載されていないものもあります。

委員 個人のお墓は対象外ですか。

事務局 個人のお墓については対象外としています。ただし、指定文化財である筆子塚や供養塔の側面があるお墓については掲載しています。

委員 美術工芸品の絵画、彫刻、工芸品、書跡・典籍が0件というのが少し気になりましたので、もう少し精査をする必要があると思います。また、浮世絵を歴史資料として分類されておりますが、絵画ではないのでしょうか。

事務局 偏りに関しては、参考文献から機械的に抽出していますので、偏りが出てきてしまっている状態です。ですので、皆様からご指摘をいただいて修正していきたいと考えております。浮世絵につきましては、文化庁の調査官から歴史資料として分類するのがよいのではとお話をいただいております。

委員 質問2の意図としては、把握調査において市民からの情報提供が行えるように取組に記載してほしいというものでした。市が調査して把握したものが未指定文化財になると、例えばストーリーにとって大事なものでも市民から挙げる事ができないと思い、質問させていただきました。

委員 包蔵地として分類されているのはいわゆる周知の埋蔵文化財包蔵地でしょうか。

事務局 そうです。

委員 遺跡として掲載されているのは、史跡化することを視野に入れているものを掲載しているのでしょうか。

事務局 遺跡として掲載をしているものは、あくまでふじさわ歴史ストーリーの構成文化財であるものをリスト化しています。

委員 リストを作成した際の参考文献が1ページ目に掲載されていますが、これだけだと無形の民俗文化財と呼ばれてもいいような行事というものが必ずしも掲載されているわけではないと思います。ですので、市民に声をかけて情報を集めるということが必要であると思いますし、市民側にも自分たちの地元に残る

行事を見直して、文化財として可能性のあるものを後世に残しているという意識づけにもなると思います。市民の参加というのが、こういった部分においても可能になると思います。

事務局 先ほども委員からご指摘をいただきましたが、把握調査や現状の確認調査においては行政だけで行うのは難しいと思いますので、そういった調査に関しても市民の方と連携して行っていく記載は必要であると思います。

会長 ありがとうございます。地域計画全体のことで結構ですが、ほかにご意見ございますでしょうか。

委員 この地域計画の中で、「しる」「まもる」「いかす」の記載はとてもわかりやすいと感じました。それから、方針9の新たな担い手を育成する部分の記載については、子どもたちのための取組が記載されていてとてもありがたいと思います。藤沢市には遊行寺があって、江の島や江ノ電があって、子どもたちにとっても誇りのある資源が多くあります。そういったものをまずは子どもたちが知って、自分の地域を誇りに思うような取組につなげていければと考えております。

会長 ありがとうございます。それでは、次に今後の流れについて事務局から簡単にご説明をお願いいたします。

事務局 お手元の資料6をご覧ください。改めてではありますが、令和8年の7月認定に向けて作成作業を進めておりまして、10月に予定しています第6回の策定協議会で最終的な案をお示しできればと考えておりますのでご承知おきください。

会長 ありがとうございます。時間の制約もありまして、まだまだご意見やご質問があろうかと思えます。お電話や文書等で問い合わせることは可能でしょうか。

事務局 もちろんです。

会長 ありがとうございます。もう一度読み直していただいて、お気づきの点がございましたら事務局へご一報いただければと思います。用意しました議題は以上です。お疲れ様でした。